

姫路天然ガス発電株式会社「（仮称）姫路天然ガス発電所  
新設計画環境影響評価書」に係る確定通知について

令和2年1月8日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

当省は、「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、姫路天然ガス発電株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第2項の規定に基づき、兵庫県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1月間）し、周知することとなる。

<これまでの環境影響評価に係る手続>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 4月13日
環境大臣意見受理	平成28年 7月 1日
経済産業大臣意見発出	平成28年 7月12日

環境影響評価方法書受理	平成28年11月 7日
意見の概要等受理	平成29年 1月19日
兵庫県知事意見受理	平成29年 4月19日
経済産業大臣意見発出	平成29年 4月28日

環境影響評価準備書受理	平成31年 1月31日
意見の概要等受理	平成31年 4月23日
兵庫県知事意見受理	令和元年 8月21日
環境大臣意見受理	令和元年 9月19日
経済産業大臣勧告発出	令和元年10月24日

環境影響評価書受理	令和元年12月17日
経済産業大臣確定通知発出	令和2年 1月 8日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島  
電話：03-3501-1742（直通）